2　前項の届出があった場合において、関東総合通信局長は、新たな登録証の交付による訂正を行うことがある。

3　登録外国点検事業者は、第九条第二項各号（第二号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　変更の内容

三　変更の年月日

4　登録外国点検事業者は、点検員を追加するときは、前項の届出書に当該点検員が法別表第一（第一号を除く。）に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。

5　関東総合通信局長は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の五第一項の規定による届出があった場合には、その届出があった事項を登録外国点検事業者登録簿に登録しなければならない。

（登録外国点検事業者の登録証の再交付）

第十二条　登録外国点検事業者は、登録証を破損し、汚し、失った等のために登録証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　再交付の理由

2　登録外国点検事業者は、新たな登録証の交付を受けたときは、遅滞なく旧登録証を返納しなければならない。ただし、登録証を失った等のためにこれを返納することができない場合は、この限りでない。

（登録に係る事業の承継の届出）

第十三条　法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の六第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書に法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の六第二項の事実を証する書面及び法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類を添えて、関東総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録外国点検事業者の地位を承継した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　承継に係る登録番号及び登録外国点検事業者の名称

2　前項の事実を証する書面は、次に掲げるものとする。

一　事業の全部を譲り受けたことによって登録外国点検事業者の地位を承継した者にあっては、事業の全部の譲り受けがあったことを証する書面（法人にあっては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの及び事業の全部の譲り受けがあったことを証する書面）

二　登録外国点検事業者の地位を承継した相続人にあっては、戸籍全部事項証明書又はこれに準ずるもの

三　合併又は分割により登録外国点検事業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの

（登録外国点検事業者の廃止の届出）

第十四条　登録外国点検事業者は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の九第一項の規定による登録に係る事業の廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録外国点検事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　登録の年月日及び登録番号

三　廃止の年月日

四　廃止の理由

第七条中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、同条第二号中「登録の」を「登録又はその更新の」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章　外国点検事業者の登録手続

第六条第一項中「別表第二号」を「別表第三号」に、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、同条第二項中「次に掲げる」の下に「事業者ごとに、それぞれ次に掲げる」を加え、同項各号を次のように改める。

一　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。以下この号において同じ。）

イ　事業の全部を譲り受けたことによって登録検査等事業者の地位を承継した者にあっては、事業の全部の譲り受けがあったことを証する書面（法人にあっては、定款の謄本、登記事項証明書、役員の氏名及び過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類並びに事業の全部の譲り受けがあったことを証する書面）

ロ　登録検査等事業者の地位を承継した相続人にあっては、戸籍全部事項証明書及び過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類

ハ　合併又は分割により登録検査等事業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の定款の謄本、登記事項証明書、役員の氏名及び過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類

二　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。以下この号において同じ。）

イ　事業の全部を譲り受けたことによって登録検査等事業者の地位を承継した者にあっては、事業の全部の譲り受けがあったことを証する書面（法人にあっては、登記事項証明書及び事業の全部の譲り受けがあったことを証する書面）

ロ　登録検査等事業者の地位を承継した相続人にあっては、戸籍全部事項証明書

ハ　合併又は分割により登録検査等事業者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書

第六条第三項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、同項第一号中「登録の」を「登録又はその更新の」に改め、同条第三項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、「第二条第二項各号」の下に「（第一号ロ及び第二号ロを除く。）」を加え、同項第一号中「登録の」を「登録又はその更新の」に改め、同条第四項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に、「変更後の業務実施方法書」を「届出書」に改め、「別表第一」の下に「（第一号を除く。）」を加え、「当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合を除く。）」を削り、同条第五項中「登録点検事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録簿」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加え、同条を第五条とする。

5　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）は、判定員を追加するときは、第三項の届出書に当該判定員が法別表第四（第一号及び第二号の無線従事者の資格を有することの証明書を除く。）に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。

第三条中「別表第三号」を「別表第四号」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（登録の更新）

第三条　法第二十四条の二の二第一項の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

2　前条（第二項第二号、第三項（点検の事業のみを行う者に限る。）、第四項第二号及び第五項第三号を除く。）の規定は、前項の登録の更新について準用する。